

## 裁判員経験者との意見交換会議事録

名古屋地方裁判所

### 1 日時

平成26年12月24日（水）午後2時00分から午後3時50分まで

### 2 場所

名古屋地方裁判所共用室（事務棟8階）

### 3 出席者

司会者 松田 俊哉（名古屋地方裁判所部総括裁判官）

裁判官 山田 順子（名古屋地方裁判所裁判官）

検察官 建元 亮太（名古屋地方検察庁公判部）

弁護士 鈴木 典行（愛知県弁護士会）

裁判員経験者 2番，3番，4番，5番 4人

### 4 議事内容

#### 【裁判員裁判に参加しての全般的な印象・感想】

（司会）まず，皆様の担当された事件について御紹介させていただき，それから御感想などをお聞きしていきたいと思っております。

担当していただいた事件は，外国人が被告人という関係もありますけど，いずれも覚せい剤の営利目的での輸入という事件ですが，若干態様は違います。

まず，2番さんが担当された事件です。公判は8日間で，被告人が，覚せい剤約3.2キロを中部国際空港まで飛行機で密輸入したという事件です。被告人は，いわゆる「運び屋」をしたわけです。この事件の争点ですが，家族に危害を加えることを第三者から脅迫されていたとして，被告人は営利目的を否認していました。弁護人は，密輸入したことは認めたものの，非営利

目的の密輸入であったと主張していました。検察官は、懲役13年と罰金700万円を求刑しましたが、判決は、営利目的を認めた上で、懲役8年と罰金350万円となりました。それでは、2番さん、この事件に参加された感想や印象などはいかがですか。

(2番) 全般的には参加してよかったなと思っています。というのは、裁判員になって、裁判員経験者の方から話を聞いてみると、自分が被告人になったときに当てはめて、疑似体験しながら裁判員の席に座った方がすごく多いんだなと分かりました。今回の件は、たまたま外国人の事案でしたが、裁判が終わってからも色々と複雑な気分になったり、自分の判断が正しいのかどうか、いまだに迷うということもあります。負担と言ったら負担になるのかもしれませんが。そういったことを目の当たりにできたというのは、すごくよい体験だったと思います。ただ、アンケートにも書かせてもらいましたが、最初から何日の何時に結審して終わりますというのは、個人的には少し違和感を持ちました。私たちには経験則がありません。専門的で分厚い調書などは膨大な数になると思いますが、私たちは、公判前整理手続を経て提出された証拠だけを信用するしかないわけです。しかし、例えば、現地に行ってみるべきではないか、主張が本当かどうかなどについて、いろんな疑問が残りました。裁判の経験がある方たちと、私たちが考える証拠の出し方というのは、かなり違うものなんだなと思いました。今回の裁判員裁判では色々と腑に落ちないところもありましたが、一般の人たちが裁判に参加することにより、もっとよい裁判になるようにするという方向性については賛成です。このような体験は、一生のうちに何度もあることではないので、他の裁判員の皆さんもかなり真剣に悩んでいるように感じましたが、本当に貴重な体験をさせていただきました。自分に対しても、抑止効果というか、こうなったら大変だという思いを率直に感じました。

なお、よい裁判員裁判をやっていくためには、やはり、このような会にも

参加することが必要だと感じています。

(司会) 裁判を通じて、何か負担に感じたことはありましたか。

(2番) 裁判中は、守秘義務ということで、会社の上司の中でも一部の人にしか話をすることができませんでした。何とかして隠さないといけないということについて、若干気になる部分はありませんでした。また、公判前整理手続の在り方に対する疑問や、通訳事件に対する不安などはありましたが、それ以外については特にありませんでした。今回の件では、営利目的が認定され、色々と考えさせられました。一般の人間が有罪か無罪かという判断をするのは、とてもよい経験でした。

(司会) 選任手続に来ていただいた際に、初めてどのような事件かを知ったと思いますが、その点について、何か感想はありますか。

(2番) 裁判の前日に、このような法廷ですよと案内していただきましたが、覚せい剤事案ということで、傍聴席にそのような関係者がたくさん来るのではないかと怖さがありました。一般の人が法壇の高い席に座るとするのは、やはり怖いです。今回の件は、暴力団関係の事件よりは、まだよかったのかなと思っています。

(司会) それでは、3番さんと4番さんと5番さんの事件ですが、これは共通の事件です。3番さんの事件の概要ですが、中国から名古屋港に船で覚せい剤約10キロを密輸入したとされる事件で、中国のマフィアと日本の暴力団が結託して行ったとされていて、被告人は、その仲介役として、日本で覚せい剤の受け取り役などをしていたというものです。事実には争いはありませんでした。公判は4日間でした。検察官の求刑は懲役12年及び罰金500万円で、一方、弁護人は懲役10年及び罰金300万円の刑が相当であると主張しましたが、判決は懲役10年及び罰金400万円となりました。この事件について、裁判員として参加された印象や感想などはいかがでしょう。

(3番) 今思えば、裁判に参加できたのはよかったと思っています。選任手続を含

めて5日間というのは、タイトな日程だったと思います。まとめられた資料を渡され、ある程度の記載が省略されているという感じはあったものの、これでやるしかないという思いはありました。時間に拘束されたという感じはありませんでしたが、慣れない部分があったので、いつもの仕事よりも疲れたというのが印象です。最終的な懲役10年という結論にもっていくまでには、自分が決められるのかなという戸惑いがあり、最終日に向かうにつれてプレッシャーを感じるようになりましたが、色々と考えさせられることが多くありました。刑を決めるに当たっては、すごく議論をした覚えがあります。

(司会) 覚せい剤の密輸入の事件を担当するという事について、何か感想はありますか。

(3番) テレビのニュースなどでしか聞くことのない、身近ではない事件なので、最初はぴんと来ませんでした。覚せい剤10キロというのがどれくらいすごい量なのかが分からず、事件の全貌も知りたいと思い、インターネットで調べたりもしましたが、他の裁判員との話の中で、やっぱり覚せい剤10キロというのはすごい量だよねという話をした覚えがあります。事前に得られる情報が少なく、5日間と日程が決められていたので、本当に5日間で裁判ができるのかなという思いはありました。

(司会) 当初決めた日程を延長しますとか、証拠が足りませんので追加しますとかいうことになると、裁判員の方の予定がつかないということになってしまいますので、裁判所としては、できる限り日程等を決めた上で公判を行うことにしています。そういった点は御理解いただければと思います。

4番さんと5番さんには同じ事件に参加していただいています。事件の概要ですが、被告人は覚せい剤の運び屋である船員で、運んできたものが覚せい剤などの違法薬物であることの認識がなかったとして、無罪を主張していました。公判は5日間の日程で行われました。検察官の求刑は、懲役12年及び罰金500万円でしたが、判決は懲役8年及び罰金300万円となりま

した。それでは、4番さんから、この事件に参加した感想や印象などがあれば、おっしゃってください。

(4番) 私は平凡な生活をしており、名古屋まで来ることは負担でした。くじに当たったときも、まず、どうしようという思いがありました。しかし、裁判が進むにつれて資料を読むことができたり、裁判官からの手ほどきや、当初決められていた審理日程が短くなったことでほっとすることができましたし、日を追うごとに負担は軽くなっていきました。私は主婦なので、日によって決められている時間に順応しなければならないことは負担に感じました。ただ、裁判が終わってみると、やればできるという自信にはつながりました。最初に事件を見聞きしたときに、夫からは、殺人事件ではなくてよかったという言葉もありました。私はインターネットを使用したりしないので、自分にとっては配布された資料だけがすべてでした。法律に触れることは初めてだったので新鮮でしたし、興味を持つようにもなりました。新聞に裁判員裁判の記事があると、どうしても目がいくようになりました。殺人事件など、長期間裁判をやっている事件もあると思いますが、選任手続を含めて8日間という日程は、個人的には短くて、よかったなと思いました。

(司会) 8日間の日程ということで、疲れませんか。

(4番) 疲れはありませんでした。達成感が得られたことで、疲れも吹き飛んだと思っています。

(司会) 5番さんはどうですか。

(5番) 私は平成21年5月に裁判員制度が施行されてから、興味があったので、何とか名簿記載通知が来ないかなと思っていました。けれども、通知が来なくて、5年も経ったので、もうないと思っていたところに通知が来たので、やった、という感じでした。でも、そこから1年間まったく案内がないという方もいらっしゃるって、事件に携わることはないかなと思っていましたが、願いがかなって、事件に携わることができ、司法が身近に感じました。私

は若いときに検事になるつもりでしたので、傍聴も相当数していますし、裁判にはすごく興味がありました。ただ、こちらに伺って、抽選の時に事件のことを聞いたら、覚せい剤ということでした。まさか覚せい剤だとは思わず、事件といえば人を傷つけたとか物を盗ったとかを想像していましたので、ものすごく驚きました。裁判員を務めた感想としては、司法をととても身近に感じたということと、いい経験ができてよかったと思っています。この事件に関しては、評議の時に、裁判長、裁判官はじめ私たち裁判員の間でも意見、感じ方が違って、裁判長がうまくまとめてくれましたが、色々な意見が出て、それぞれ考えることが違うと痛感しました。本当に裁判員の6名、補充裁判員の2名、裁判官の3名だけで決めてよかったのかというのは、帰宅途中や自宅で、また、寝ながらも考えていました。私としては負担感はありませんでした。真剣に向き合って、真剣にその時間を被告人のために使ったという自負はあります。

【検察官・弁護人が法廷でした説明や、配布された「冒頭陳述メモ」等の書類は、分かりやすい内容だったか】

(司会) 次に、審理についてですが、審理の中で検察官や弁護人が色々説明したと思います。あるいは「冒頭陳述メモ」とか、「論告メモ」, 「弁論メモ」といった書類を提出したと思いますが、そういった書類の内容や説明は分かりやすいものだったですか、それとも分かりにくいものだったでしょうか。また、出された書面あるいは法廷での説明で、ここは分かりやすかったとか分かりにくかったとか、あるいはここはこうすべきではなかったのかという御意見がありましたら、御自由にお答えいただきたいと思います。

(4番) 私たちは分かりやすかったです。

(司会) 2番さんはどうでしたか。法廷での説明あるいは配られた書面で分かりやすかったとか、分かりにくかったとか。

(2番) 最初の印象として、非常に分かりやすかったのです、ここまでののかと驚

きました。裁判官だけの通常の裁判では、ここまでしないのでしょうか。

(裁判官) それは、検察官側ですか、弁護人側ですか。

(2番) 両方です。プロとプロとがやる時はここまでやらないんでしょうが、私たちに分かりやすくということやってくれていたんだと思います。それを見ながら、これはどういうことなんですかとか、これはちょっと疑問なんですという形で、期日から戻ったときに裁判長とかに聞くと、それもちろんと教えていただいたので、多分、やっていただかないと私たちも分からないんだと思いますが、ここまで丁寧にやってもらっていいのかと思うほどでした。

(4番) 確かにきちんと説明等がないと、私たちは分からないと思います。

(2番) 私も同感です。素晴らしいことだと思います。

(司会) 口頭の説明もあったかと思いますが、それはどうでしたか。

(2番) 分かりやすかったです。みなさんもそうだと思うんですが、裁判員裁判を担当する裁判官というのは、それをすごく意識して、私たちに何でも聞きやすいようにしてくれました。

(4番) 裁判官は上手に聞いてくださいました。

(2番) 裁判官の説明は、抜群でした。

(5番) 弁護人の方は分かりにくかったです。無罪を主張されてみえて、被告人が外国人なので、多分、国選弁護人だったと思うんですが、何をおっしゃっているのかがよく分からなかったです。もう少し冷静になった方がいいと思いました。弁護人は、やはり無罪を主張されているので、裁判員の私たちに向かって、よく分かってください、この人は本当に無罪なんですって感じで、ずいぶんおっしゃっていました。

(司会) 今おっしゃったのは、最後の弁論のところですか。

(5番) いいえ、裁判中ずっとでした。被告人のためを思ってというのも分かるんですが、主として何を聞きたいのかが、よく分かりにくかったです。

(裁判官) 4番さんと5番さんの場合は、弁護人は男性と女性の二人でしたか。

(4番) はい。

(裁判官) 2番さんと3番さんは、弁護人は二人ずつでしたか。

(2番) はい。男性女性のペアでした。

(3番) 私の事件のときは、一人でした。

(裁判官) 2番さんの場合、最終弁論や最初の冒頭陳述は、弁護人は二人だけでも、一人だけでやられてましたか。

(2番) いえ、御二人でやってみえました。

(裁判官) 別々にですか。

(2番) はい。それぞれパートに分けてやっておられました。女性の弁護人はすごくよかったですけど、男性の弁護人は、やる気がなさそうな印象を受けました。

(4番) 私たちも弁護人を見ていました。親子なので、女性の方が男性の方を制される。娘さんだから、座らせてやっていました。

(裁判官) 女性の弁護人の方が頼りになったということですか。

(4番) 整然というか、きちんとしていました。

(司会) 3番さんはどうでしたか。

(3番) 冒頭陳述メモは、すごく分かりやすかったです。相関図から、その経緯、状況が個別にまとめられていました。相関図は矢印が振られていて、これがこういう関係でというのがすごく分かりやすくなっていました。自分も普段仕事でプレゼンテーションをするときに書類を作ったりしますが、見本になるような分かりやすさでした。ここでこういう連絡がとられたとか、矢印が振られていて、関係性がすごく分かりやすかったです。

(司会) 私の感じだと、ごちゃごちゃしているようにも思えるのですが、どうですか。

(3番) そこはうまく説明してくれましたので、余計分かりやすかったです。ここ



までやるのかなと本当に思いました。もっと箇条書きにされた書面が渡されて、こういう内容ですよというイメージがあったので、実際にこれが渡されたときに、あれっ、結構書かれていると思いました。それに、またきちんとした説明があったのでよかったと思います。

(司会) 検察官に伺いたいんですが、こういった書面を作るのに苦勞することはありますか。

(検察官) だいたい一般的に、どの検察官もこういう形でやっていると思います。もちろん、裁判官だけの通常の裁判ではやらなくて、裁判員裁判だけになります。やはり、事件の中身に入る前に、分かりにくいということで皆さんに拒絶されるというのは一番したくないところですので、本当に分かりやすくしたいというのはあります。図を描くのも技術がいますが、私は苦手なので、事務官に手伝ってもらったりしながらやっています。

(司会) 弁護士側はどうですか。

(弁護士) 私は、「分かりやすい書面作成チーム」というものに入っていて、裁判官、検察官、弁護士の三者でどういったものが分かりやすいのか研究しています。今までの、裁判員裁判ではない事件では、長い文章のものを作って出していたわけですけど、そんなものは裁判員の負担となるということで、だらだらとした文章はやめて、コンパクトにしようという流れです。検察官は組織として統一してA3用紙を使ってずっと来ているようですけど、我々も、今では、A3、A4用紙1枚にまとめて、文章化しない方向でやろうということになっています。ただ、弁護士というのは、不安なので、なるべく後で読んでもらえないかとか、高裁に行ったときに読んでもらいたいということで書きたくなるんですけど、裁判官と話していると、その辺は読む時間がなくて読めないだろうから、分かりやすくコンパクトにしてほしいと言われて、検討しています。先ほど5番の方から弁護士に対して厳しい意見が出ました。弁護士会でも研修は色々しているのですが、そういった研修に顔を

出してくれる人と出してくれない人がいて、出してくれない人は、やはり伝統的な文章でやってしまっているのがあるんだろうと思います。ただ、あえて弁護させてもらおうと、裁判員裁判というのはなかなか件数がなくて、裁判官と検察官はたくさんの経験ができるのですが、弁護士は平均すると一、二件なので、なかなか経験する機会がないというのが正直なところです。確かに分かりにくいとはよく言われていますので、何とかしたいとは思っていて、専門的なチームを作ってやっていこうかと思っているところです。

【証人尋問や被告人質問では、証言内容等に関するメモをどの程度取ったか。裁判官から、メモの取り方等について、事前に注意があったか。】

(司会) 次の議題に行きます。公判の中で証人尋問や被告人質問が行われたわけですが、その証人の証言や被告人の話した内容について、みなさんはどの程度メモをお取りになったのでしょうか。また、メモをどの程度取るべきかということについて、あらかじめ裁判官から注意があったのでしょうか。詳細なメモを取られた方もあれば、あまり取らなかった方もあると思いますが、もしメモを詳細に取ったとすれば、その後の審理に役立ちましたでしょうか。逆に、取らなかった方については、取らなくても審理をする上で支障はなかったかどうかについてお聞きしたいと思います。順番に、2番さんからお願いします。

(2番) 私は裁判員3番だったのですが、1番さんと2番さんが女性で、その中の一人が元法学部の学生さんでして、ものすごくメモを取っていたので、こちらにも焦ってメモを取りました。すごく大切なことですから、漏らさないようにした訳なんですけど、こんなに文字を書いたことはないのではないかというぐらい、相当メモを取りました。取ったメモは、翌日、早めに裁判所に来て、もう一度見直すのですが、あまりにも早く裁判所に来てしまい、事務の方から8時15分から開けますと言っていたくほどでした。メモは持って帰れないのですが、あんなに書いたことがないぐらい書きましたので、こんなこ

とを言ったら怒られると思いますが、記念に欲しいぐらいです。とにかくこんな経験はないわけですから、必死に、相当メモを取りました。それを参考にして、赤鉛筆で疑問点を書き出して、評議のときに疑問をぶつけてみようとかと考え、そういう意味でも相当取りました。それで、レポート用紙も1冊追加していただいた覚えがあります。

(司会) 裁判官の方から、メモは取った方がいいですよとかそういうことは言われましたか。

(2番) そういうことは言われませんでした。用紙を、メモ用にお使いくださいということでした。

(司会) ポイントを絞って取ったとか、全体を取ったとかはありますか。

(2番) 私はポイントを押さえようと思いました。被告人の表情を見たいですし、検察官が話している間はなるべく検察官を見ようとか、弁護人の時は弁護人を見ようということもありました。メモを家に持って帰って見られたらいいなとは思いましたが、それは難しいでしょうから、早めに来て、もう一度見直そうと考えました。それで、毎日早く来て、8時過ぎには着いていました。

(司会) 振り返ってみると、やはりメモがないと、その後の評議や審理に参加する上で難しいと思いませんか。

(2番) 常に不安に思いました。この事件は、営利目的の有無が争点でした。ちょっと脱線するかもしれませんが、最初、私は、疑わしきは被告人の利益にとという言葉にもものすごく反感を持っていて、被告人は絶対にやっているという気持ちから入ったんです。でも、いろいろ聞いたりメモを見ていると、どれが本当なのかだんだん分からなくなってくるんです。検察官が言うことも分かるし、弁護人が言うこともおかしくないと思いました。ただ、この人はお店をやっていてお金に困っていませんと弁護するのであれば、そういう証拠を提出するべきだと思いました。そこへ行って調べて、そういったお店があるという証拠があれば、この人はお金に困っていないから、たかだか2

0万円で運び屋をするのはおかしいということに結び付くと思います。そういう意味で、私は、もっと裏を取らないのかと思いました。求刑は懲役13年、判決は懲役8年でしたが、一人の人生で8年と言ったら相当なもので、被告人は当時55歳だったと思いますが、そこから8年と言ったら63歳で出所することになります。証人も準備していたのに来られなくなったと言われて、そういうことも私の中で響きました。最後、判決が出た時の被告人の顔は、すごい顔でした。だから、いい経験ですけど、怖いと思いました。

(司会) 3番さんはどうでしたか。

(3番) メモの取り方というのは説明はなかったですけど、メモを取ることで、みんなで集まって話をするときにも非常に役立ちました。少しずつニュアンスが違うところもあったのですが、メモした内容から、私はこう思ったということも話すことができたのでよかったです。メモの取り方は、ずらずら取るのではなく、箇条書きで要点しか書かなかったです。あれは役に立ちますね。でも、やはりそのときにしか見られないというのと、最後に返さなければならないというのがあったので、あまり変なことが書けないということで気を遣ったところがありました。

(司会) 裁判官から、メモについて、「こういうふうにするといいですよ。」とかの注意は特にありませんでしたか。

(3番) こういうノートもありますし、ペンもありますといった感じで軽く言ってもらったような記憶があります。でも、隣にいた方も結構メモを取っていましたので、自分も要点だけは取ろうとしました。ひらがなでもなんでも、漢字がぱっと浮かばなかったものはひらがなで書いてみたりして、それが最後に役立ちました。

(司会) 4番さんはどうでしたか。

(4番) 要点は取りました。ポイントしか取ってないのですが、裁判官からもそういうような指示はされました。最初に、ずっと書いているよりも、要点をと

言われて、ああそうかと思いましたが、ポイントを書くことによって、後で自分で意見を言うときに、聞いたことが書いてあるんだから、自分はややふやなことを言っていないんだという自信につながって、言葉を発せられたのが、よかったです。

(5番) 法廷にカメラがあったのですが、裁判の過程の録音とかはないんですか。証人尋問の後の評議の時に、人によって、袋の色について、赤だったとか、黒だったとか、茶色だったとか、メモや記憶に食い違いがあったような場合、確認できないのでしょうか。

(司会) 証人尋問はすべてビデオで撮っているという説明はありませんでしたか。

(5番) ありましたが、映し出されることはなかったです。

(司会) 必要があれば、見ることはできます。確認しようと思えば、後で確認することはできます。

(5番) 証人の方は本当のことをおっしゃっていたと思いますが、水際で止めた海上保安官ですか、警察へ出す前の取調べでですね、その辺が大変重要な事件だったんです。被告人はお茶として持ってきたんだとあくまで言うのですが、被告人が言うことを立証するには、やはり袋のことが結構重要だったんですが、さらっと通ってしまったんです。最初の方でしたので、なかなか裁判員から証人の方への質問もできないので、難しかったです。これがもうちょっと日にちが経ったころであれば、もっと、あれが聞けたのに、これが聞けたのにというのはあります。

(司会) 証言を聞いて、特にメモを取らなくても、あの人はこう言っていたというのが頭に残るのが理想的なんですが、メモはやはり重要ですか。

(5番) 私はメモを取るのではなくて、証人の方とか被告人とかの様子を結構見ていました。もちろん検察官や弁護人も見ていました。その証人の方は次の日にも傍聴に来ていたので、その人の顔も見ていました。あれっという顔をしたことも評議の中で必要だと考えたからです。メモは参考にはなりましたが、

2番さんのように大変たくさんメモを取るとか、最後に持ち帰りたくなるということは特に感じませんでした。

(司会) 2番さんや3番さんは、メモがないと、記憶に残っている証言だけでは不安でしたか。

(2番) やっぱり不安からでしょうね。顔も見た上で、ここはああ言ったとポイントになるところだけは押さえようと思っていました。私の事件では、携帯のメールなんかも証拠でしたが、どんなメールを送ってきたか、評議室に戻って裁判官が持ってきてくれて、こうなっていますねと確認してくれたのは助かりましたけど、やはりメモはあった方がいいし、表情も見たいと思っていました。外国人の事件でしたので、被告人が母国語で話している間は、メモも取りようがなく、じっと見ることができました。被告人は日本語が分からないので、通訳の間は表情は変わりません。ですから、十分メモを取る時間はありました。

#### 【法廷通訳の分かりやすさについて】

(司会) 皆さんが担当された事件は、通訳が必要な事件でしたが、法廷通訳人の通訳は分かりやすかったですか。

(2番) 私が担当した事件では、日本人の通訳人と被告人の母国の通訳人の二人がいました。日本人の通訳人は分かりやすかったのですが、母国の通訳人は正しく日本語に訳されているのか不安に感じることもありました。通訳人が、被告人の言ったことを、きちんと解釈してくれないと正しく伝わらないと思いました。

(3番) 通訳人が訳した日本語のニュアンスが分かりにくくて、裁判官が何度か聞き返す場面があり、分かりにくかったです。

(5番) 同じ言語でも、被告人と通訳人とでは方言が違うようで、通訳人が訳すまでに時間がかかったり、裁判官が何度か聞き返したりしていて、分かりにくかったです。

#### 【通訳人を介してする証人尋問・被告人質問について】

(司会) 被告人に質問はしましたか。質問した方は、通訳人を介して質問するために難しかった点はありませんか。

(2番) 被告人に質問しましたが、正しく通訳されているのか分からないので、質問の意図が伝わっているか不安はありました。質問に対する被告人の答えが、ずれていることもありました。

(3番) 私自身は質問しませんが、他の人の質問を聞いていて、本当に正しく通訳されているのか疑問に思うことはありました。

(5番) 被告人に対して、かなり長い質問をしたのに、通訳人が訳した被告人の答えがとても簡潔だったので、通訳人が省略しているのではないかと感じることはありませんか。

(司会) 日本人が証人の場合、証人尋問のやりとりは、どのような形で通訳されましたか。

(2番) 日本語の問い、問いの通訳、日本語の答え、答えの通訳という順番で逐一通訳する形で尋問が進みました。

(5番) イヤホンを使って、日本語での問いと答えを同時に通訳していました。

(3番) 2番の方がおっしゃったのと同様に、逐一通訳する方法でした。

(司会) 検察官や弁護人は、要通訳事件で苦労したり、工夫したりしていることはありますか。

(検察官) 通訳人が誰であっても正確に訳せるように、質問を、短く、簡潔に、分かりやすくするように心掛けています。

(弁護人) 多くの通訳人に会いますが、正直、能力に差があると思います。被告人が長く話しているのに、簡潔に訳されていることもあり、被告人とうまく意思疎通を図れないことがあります。

#### 【評議の雰囲気について】

(司会) 評議は、意見を言いやすい雰囲気でしたか。裁判官は、意見を言いやすくする工夫をしていましたか。また、今後、どのような工夫をすべきでしょうか。

(2番) 裁判員が評議の場で感情的になってしまうと、他の裁判員が意見を言いづらくなると感じました。私の参加した事件では、評議の場で意見を言いやすい雰囲気だったとは言い切れませんでした。

(3番) 私の参加した事件では、最初に裁判官と裁判員と一緒に食事をする機会があり、その場で自己紹介をしました。裁判官が話しやすい雰囲気を作ってくれて、実際話しやすい雰囲気でした。補充裁判員も意見を言っていましたし、裁判官が評議の場をうまくまとめていたと思います。

(司会) 4番さんは、雰囲気はどうでしたか。

(4番) よかったです。

(司会) ここはこうした方がもっとよかったというところはありませんか。

(4番) もう十分です。

(司会) 言いたいことは言えましたか。

(4番) 和気あいあいとした雰囲気でした。

(5番) 評議の場では、裁判員同士が意見が分かれることもありましたが、裁判長が裁判員に何度も声を掛けてくれて、それが非常に印象的でした。自分自身も納得できない点もあったのですが、裁判長が何度も声を掛けてくれてよかったです。

**【刑を決める際の考え方についての裁判官の説明は納得できるものだったか】**

(司会) 刑を決める場合の考え方について、裁判官から説明はありましたか。それは、納得できるものでしたか。

(2番) 裁判官から量刑のサンプルを示されましたが、自分自身が有罪かどうか分からない段階で、そのサンプルを示されたため、結論が決まっているのではないかなと感じてしまいました。私が担当した事件は、覚せい剤の密輸の事案でしたが、覚せい剤の量で事件の悪質性が決まるという点に釈然としませんでした。覚せい剤の量が少ないから、量刑が軽いというのが納得できません。ただ、本件のような事案では、量刑をどのように決めればよいのか分からないので、そ



ういう意味では、裁判官から導きはいただきました。

(3番) 私の場合は、量刑検索システムで量刑を示してもらいました。それがなければ、自分も考えがまとまらなかったと思います。裁判官からは「あくまでも参考です。」と言って示されましたし、量刑についての意見は自由に言うことができました。

(司会) 裁判官からの「刑はこういうふうに決めるのですよ。」という説明には、納得できましたか。

(4番) 納得できました。

(5番) 身近な問題ではないので、難しかったです。裁判官から説明を受け、有罪かどうかについては迷いましたが、量刑については納得しました。

#### 【裁判所の対応等について感じたこと】

(司会) 裁判員候補者として初めて裁判所にお越しただいてから、裁判員の職務を終えて帰られるまでの間で、裁判所の対応等に改善を要すると思われる点があれば、お聴かせください。また、裁判員の職務を終えた後も、裁判所から何かフォローがあった方がよいと思うことはありますか。さらに、裁判員の経験者同士で、私的に連絡を取り合うなどしている方はいますか。

(2番) 問題は一切なくて、よくできていると思います。

(司会) 担当した事件が控訴されたのかどうかということは気になりませんでしたか。

(2番) 気にはなりました。

(司会) 3番さんは、対応が問題があったとか、フォローが足りなかったとかはありませんでしたか。

(3番) フォローの面では、精神的な負担への配慮がされていたのでよかったです。裁判所の人たちには非常によくしてもらいました。

(司会) 裁判員経験者同士で、連絡を取り合っていますか。

(2番) 一部の経験者同士で連絡を取り合っているようですが、私は、職業を紹介しましたが、その後は連絡を取り合っていません。

(3番) 職業や住所を他の裁判員経験者に伝えましたが、その後、連絡は取り合っていない。

(司会) 4番さん、裁判所の対応に問題があったとか、アフターケア的に何かあった方がよいと思うことはありますか。

(4番) 判決宣告が終わり、裁判官が「被告人は、すぐ帰っていく。」と言っていたのが頭に残っています。そんなに早く帰っていけるのかな、と感じました。

(司会) 刑の執行についての説明が不十分だと感じたということですか。

(4番) はい。

(司会) 他の裁判員の経験者と連絡を取り合っていますか。

(4番) メールアドレスは交換しました。

(司会) 5番さん、付け加えることはありますか。

(5番) 裁判所の対応について、言いたいことや改善してほしいことはありません。メンタルヘルスに関するフォローもありましたが、そこまでの精神的苦痛は感じませんでした。余談になりますが、殺人などの重い犯罪については、しっかりフォローしてほしいです。

(司会) 本日は貴重な御意見をありがとうございました。